日刊

(日曜日、

土曜日、

休日休刊



東京都

発 行

次

目

…(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課 $\ddot{}$

…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課

-------(環境局総務部環境政策課)…

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

……(産業労働局農林水産部水産課

րկ

公

○開発行為に関する工事完了…… (都市整備局多摩

1

………(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…

○建築基準法による道路位置の指定……………

○建築基準法による道路の指定の変更(三件)……

○東京都環境影響評価条例による調査計画書………

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区 …………(環境局環境改善部化学物質対策課

域の指定解除…………………(同 :

○漁業災害補償法による特定第二号漁業者の共済契

約締結の同意成立の届出………………

告

൛ൎ

公

pu

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第 次のように告示する。

道路

の規定による

令和五年九月二十二日

施行者の名称 練馬区

都市計画事業の

東京都市計画公園事業練馬第二・二

建築指導事務所開発指導第一

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 …………(産業労働局商工部地域産業振興課)… $\widehat{\underline{}}$

告

件

●東京都告示第千八号

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第五十九条第

令和五年九月二十二日

東京都知事 小 池 百

施行者の名称 江戸川区

種類及び名称 都市計画事業の 二・八十一号北小岩八丁目公園東京都市計画公園事業江戸川第二

事業施行期間 三月三十一日まで令和五年九月二十二日から令和六年

三

四

事業地

収用の部分

江戸川区北小岩八丁目地内

使用の部分

なし

路の種類

指定に係る道

●東京都告示第千九号

第一項第五号 法第四十二条

月十七日 令和五年八

昭島市拝島町

延長

二丁目千八百

四

同法第六十二条第一項の規定により、 項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、

東京都知事 小 池 百 合 子

課・開発指導第二課)…

൛ൎ

൛൮

 \equiv

事業施行期間 種類及び名称

四

事業地

収用の部分

三月三十一日まで

令和五年九月二十二日から令和九年

百四十八号大泉学園町六丁目公園

使用の部分

練馬区大泉学園町六丁目地内

なし

示

●東京都告示第千十号

次のように告示する。 合 子 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一

という。)第四十二条第一項第五号の規定により、 おり道路の位置を指定した。 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置

号。

以 下

いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定年月日 路の延長及び指定に係る道

路の位置 幅員(単位メ 1トル)

一部で同番三の各 八十九番一及 幅員 四

●東京都告示第千十一号

という。) 第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。 以下 \triangleright

いて縦覧に供する。

令和五年九月二十二日

のとおり変更した。

なお、関係図書は、 東京都多摩建築指導事務所に備え置

令和五年九月二十二日

て縦覧に供する。

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸

明

第二項の規定法第四十二条

月四日 令和五年九

三丁目五十九武蔵村山市榎

延長

.00

路の種類 変更に係る道

変更年月日

路の位置 変更に係る道

幅員(単位メ 路の延長及び

|トル)

変更に係る道

東京都多摩建築指導事務所長

名

取

伸

明

による道路

路の位置 変更に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ 変更に係る道

|トル)

武蔵村山市榎

三丁目百七番 一五・三〇

第二項の規定

月四日 令和五年九

法第四十二条

路

変更に係る道

変更年月日

による道路

四

に同番五、百

0

番四地先並び

番十の各一部同番九及び同

五、八十二番 番三、同番十 同番六、六十 びに同番五、 同番四地先並

一、同番七、

●東京都告示第千十三号

という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次 のとおり変更した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号。 以下「法」

いて縦覧に供する。

なお、関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

番六から同番 同番四及び同 百十六番一、 三、同番四、 九番一、同番 番六まで、百 八番一から同

令和五年九月二十二日

東京都多摩建築指導事務所長

取 伸

明

路の位置変更に係る道 路の延長及び 幅員(単位メ 変更に係る道

という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法_

のとおり変更した。

なお、関係図書は、

東京都多摩建築指導事務所に備え置

路の種類 変更に係る道

変更年月日

●東京都告示第千十二号

ートル)

月四日 令和五年九 三丁目六十七武蔵村山市榎 延長

 \bigcirc

第二項の規定法第四十二条

による道路

番十の 幅 員六五・ 四

> びに六十八番 同番十地先並 一、同番九、

> > 四 .00

び七十七番の 六、同番九及 同番五、同番 同番三まで、 十一番一から 七十番七、七 六十九番八、

●東京都告示第千十四号

定に基づき、 十六号。以下「条例」という。)第四十条第一項の規定に 業について、環境影響評価調査計画書 書」という。 東京都環境影響評価条例 (仮称) 次のとおり告示する。)の提出があったので、 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事 (昭和五十五年東京都条例第九 条例第四十四条の規 以 下 「調査計

令和五年九月二十二日

事業者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在

東京都知事

小

池

百

合

子

後楽二丁目南地区市街地再開発準備組合

地

理事長 金沢 致吉

文京区後楽二丁目三番十号

対象事業の名称及び種類

(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

高層建築物の設置

 \equiv 対象事業の内容の概略

対象事業は、 文京区後楽二丁目に位置する計画地に、

四 周知地域の範囲 文京区 事務所、 川三丁目、小石川四丁目、水道一丁目及び水二丁目、小石川一丁目、小石川二丁目、小石川二丁目、小石(大野)、春日一丁目、春日 店舗等を計画するものである。

道二丁目の区域

新宿区 及び神楽河岸の区域町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町町、若宮町、岩戸町、筑土八幡町、新小川町西五軒町、赤城元町、袋町、白銀町、下宮比神楽坂六丁目、揚場町、津久戸町、東五軒町、 市谷船河原町、 神楽坂三丁目、神楽坂四丁目、 神楽坂一丁目、 、神楽坂五丁目、

千代田 区 飯田橋一丁目、飯田橋二丁目、九段北一丁目、富士見一丁目、 崎町三丁目の区域 飯田橋四丁目、神田三崎町二丁目及び神田三 飯田橋三丁目 富士見二丁目

Ŧi. 調査、 予測及び評価の項目

温室効果ガスを調査、 史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び 地域概況を考慮した結果、 事業者は、対象事業の内容と対象事業の事業地周辺の 水循環、 日影、電波障害、風環境、 予測及び評価項目として選定して 大気汚染、 騒音・振動、 土壌

六 調査計画書の縦覧

(--)

期間

和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日を除く 令和五年九月二十二日から同年十月二日まで。 日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律 ただ 昭

午前九時三十分から午後四時三十分まで

 (\Box)

時間

3

 (Ξ)

場所

ア 文京区資源環境部環境政策課

文京区春日一丁目十六番二十一号 文京シビック

センター十七階

イ 新宿区環境清掃部環境対策課

新宿区歌舞伎町一丁目四番

千代田区環境まちづくり部環境政策課

東京都環境局総務部環境政策課

オ 東京都多摩環境事務所管理課

三階

七 都民の意見書の提出

(--)

提出方法

持参、郵送又は東京電子自治体共同運営サービスに

ービス」という。)

ア 称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務 名

イ 対象事業の名称

所又は事業所の所在地

ウ 環境の保全の見地からの意見

 (\equiv)

令和五年十月十一日

(四)

千代田区九段南一丁目二番一号 千代田区役所五

ウ

階

エ

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

より提供される電子申請サービス(以下「電子申請サ

氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、

期限

ア 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課

郵便番号一六三-八〇〇一

新宿区西新宿二丁目

八番一号

イ 電子申請サービス

ホームページアドレス 入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する

ent/reading_guide/index.html

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessm

●東京都告示第千十五号

第二項の規定により、令和五年東京都告示第八百三十八号 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第 のとおり告示する。 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一 次

令和五年九月二十二日

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり 小 池 (品川区東五反田 百 合子

二丁目地内

善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改

の化合物 に適合していなかった特定有害物質の種類 九号。以下 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 「規則」という。)第三十一条第一項の基準 砒素及びそ

定有害物質の種類 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特 鉛及びその化合物

目

1地内)

なお、

法第百八条第二項の規定による共済契約の締結

四 講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去

●東京都告示第千十六号

のとおり告示する。 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、 により指定した区域の全部の指定を解除するので、 第 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 一項の規定により、 令和元年東京都告示第七百八十二号 同条第 次 名称 加入区

令和五年九月二十二日

指定を解除する区域 東京都知事 別図のとおり(足立区六町二丁 小 池 百 合子

善部化学物質対策課に備え置いて縦覧に供する。 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 (「別図」は省略し、その図面を東京都環境局環境改

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

定有害物質の種類

砒素及びその化合物

九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

●東京都告示第千十七号

準用する法第百五条の二第四項に規定する要件に適合する 成立の届出があり、当該同意は法第百八条第五項において と認められるので告示する。 者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定について同意 五条の二第三項の規定により、発起人から特定第二号漁業 「法」という。) 第百八条第五項において準用する法第百 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号。以下

申込みの義務は、 令和五年九月二十四日から発生する。

東京都知事 小 池 百

合 子

発起人氏名 住 所 年月日 成立

加入区の

小笠原島 関 髙瀬 伴夫 吉安 同右 小笠原村父島字清瀬 令和五年七 月十九日

示 公

告

東京都公安委員会告示第310号

おり委嘱した 定により、令和5年9月8日、警察署協議会委員を次のと 警察法(昭和29年法律第162号)第53条の2第3項の規

令和5年9月22日

東京都公安委員会

委員長 鬞 癬 道 罡

뺍

天

竹

警察署協議会名

警視庁世田谷警察署協議会 笳 -由美子

警視庁東村山警察署協議会 \forall 樑 漸 ₽

公 告

完了した。 項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 開発行為に関する工事の完了について (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一

令和五年九月二十二日

令和五年九月二十二日

番五、同番五地先及び四百六 青梅市今寺三丁目四百五十六

の 四

青梅市野上町三丁目八番地

住所及び氏名許可を受けた者の

含まれる地域の名称 開発区域又は工区に

東京都多摩建築指導事務所長

名

取

伸

明

十一番

七番一及び同番五武蔵村山市伊奈平二丁目九十

代表取締役 塩

三鷹市新川四丁目 一番十一

塩野

仁史

志賀興業株式会社 代表取締役

番一地先、同番二、同番三府中市四谷五丁目四番一、 同番三及 同 代表取締役 深. 十五番地 小平市鈴木町一丁目四百七 深松 優

び五番八の一部

ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

その届出及び添付書類を縦覧に供する。 準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、同条第三項において 法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。 以下

添えて、令和五年九月二十二日から四月以内に東京都産業 あっては所在地) とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 にあっては団体名及びその代表者の氏名) なお、法第八条第二項の規定に基づき、 に到着するよう提出してください 三意見を述べる理由」を記載した書面を (二) 住所 意見を述べよう (団体に (団体

5	令	和5	年9月	22	日(金曜)	1)		東	京	都	公	‡	银								(/	第17	908	号)
四	三	$\vec{-}$	_		+ =		+		十	九	八		七		六		五.	Д			\equiv	_		
設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名		縦覧時間		縦覧期間		縦覧場所	届出日	変更日	の代表者名	変更後の小売業者	の代表者名	変更前の小売業者	称。	業者の氏名又は名変更を行った小売	設置者住別	設置者名		店舗所在地	店舗名	東	令和五年九月二十二日
八王子市滝山町二丁目三百五十一	株式会社スーパーアルプス	八王子市散田町五丁目十六番一号	スギドラッグ八王子散田町店		時までを除く。 分まで。ただし、正午から午後一年前九時三十分から午後匹時三十	日を除く。年東京都条例第十号)に定める休	京都の休日に関する条例(平成元年一月二十二日まで。ただし、東令和五年九月二十二日から令和六	(発行)[日発行] 二、直)	辰興果(新育区西新育二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年八月二十二日	令和四年十月二十七日ほか	カ堂)ほか		ほか	三枝 富博(株式会社イトーヨー		株式会社イトーヨーカ堂ほか四名		上 信託 銀	一号	東大和市桜が丘二丁目百四十二番	積水桜が丘ビル	東京都知事 小 池 百合子	日
その	<u>準</u> 用	舗の	法	大			十 五		十 四	 _		十三	+ =	+		+		九	バ		七	六	五.	
その届出及び添付書類を縦覧に供する。	準用する法第五条第三項の規定により次	舗の変更について届出が	「法」という。)第六冬	大規模小売店舗立地法	大規模小売店舗立		縦覧時間		郑 賢期間	Ĕ		縦覧場所	届出日	変更日	の氏名又は名称	変更後の小売業者	の氏名又は名称	変更前の小売業者	地変更後の店舗所在		変更前の店舗所在	変更後の店舗名	変更前の店舗名	
『縦覧に供する。	《の規定により次のとおり公告し、	て届出があったので、同条第三項において	第二項の規定により大規模小	(平成十年法律第九十一号。以下	ついて 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に	時までを除く。 ヨーカミー	かまで。 まざん、 Eニ からこを 上午前九時三十分から午後四時三十日を除く。	年東京都条例第十号)に定める休京都の休日に関する条例(平成元	年一月二十二日まで。ただし、東令利五年九月二十二日から令利六		一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番	産業労働局商工	令和五年八月二十四日	令和五年七月六日ほか		スギホールディングス株式会社	j	株式会社スーパーアルプス	八王子市散田町五丁目十六番一号		八王子市散田町五丁目四番	スギドラッグ八王子散田町店	スーパーアルプス散田店	番地
十三	+ =	十		十	ナ		七	六	•	五.	四	Ξ			<u></u>			号)	労働	添えて、	あっ	にあ	とす	な
一縦覧場所	届出日	変更日	数及び位置の出入口の	書助軍の出しコの変更後の駐車場の	数及び位置自動車の出入口の自動車の出入口の	を 位置及び収容台数 変更後の駐輪場の	位置及び収容台数変更前の駐輪場の	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数	変更前の駐車場の	設置者住所	設置者名		店舗所在地	店舗名	東	令和五年九月二十二日	に到着するよう提出してください。	労働局商工部地域産業振興課		ては所在地)三意見	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	、る者は、意見の内容	なお、法第八条第二項
東京都産業労働局商工部地域産業	令和五年八月二十二日	令和六年四月二十三日		二箇所 敷地南東側	四色戸・男虫宮身側にカ	側	敷地東側ほか 八百台	店舗内(八百七十七台)	:	店舗内ほか 千二百七十九台	千代田区丸の内一丁目四番一号	三井住友信託銀行株式会社	一号	東大和市桜が丘二丁目百四十二番	積水桜が丘ビル	東京都知事 小 池 百合子	日	面してください。	坂興課(新宿区西新宿二丁目八番一	令和五年九月二十二日から四月以内に東京都産業	あっては所在地)三意見を述べる理由」を記載した書面を	ての代表者の氏名)□住所(団体に	とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名(団体	法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

113-0001

発 行

|電話 ○三(五三二一) | 一一一(代)

定 価

(郵送料を含む。) 六、六〇〇円

一箇月